

岩手町告示第6号

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和8年1月13日

岩手町長 佐々木 光 司

1 入札に付する事項

- 工事名 岩手町立沼宮内中学校校舎及び屋内運動場改築並びに岩手町立学校給食センター改築工事（建築主体）
- 工事場所 岩手町大字五日市第8地割地内
- 主な工事種別 建築工事
- 工事概要

建築物		構造-階数	用途（建築基準法）	建築面積	延べ床面積
申請建物1	学校給食センター	鉄骨造-2階	工場（08340）	941.17㎡	967.80㎡
申請建物2	受水槽ポンプ室		その他（08990）	10.00㎡	10.00㎡
申請建物3	校舎	木造（一部RC造）-2階	中学校（08090）	3,057.74㎡	4,248.07㎡
申請建物4	屋内運動場	鉄骨造-1階	中学校（08090）	1,500.66㎡	1,486.58㎡
申請建物5	渡り廊下A	鉄骨造-1階	中学校（08090）	30.28㎡	30.28㎡
申請建物6	渡り廊下B	鉄骨造-1階	中学校（08090）	24.22㎡	24.22㎡
申請建物7	駐輪場	鉄骨造-1階	中学校（08090）	44.10㎡	44.10㎡

- 完成期限 令和10年2月29日
- 入札参加方式 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。
- その他 条件付一般競争入札心得書による。

2 入札参加資格要件

- 2者で結成された共同企業体であること。
- 各構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する建築工事業に係る建設業の許可を有してからの営業年数が5年以上あること。
 - 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないこと。
 - 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止（対象工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。）を対象工事に対応する業種について命ぜられた者で、公告の日から落札決定の日までの間にその処分の期間が経過していない者でないこと。
 - 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - 公告の日から落札決定の日までの間に、岩手町から、町営建設工事に係る指名停止等の措置

要領（平成14年岩手町訓令第2号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- ⑥ 本工事に、公告の日現在において申請者と恒常的に3か月以上の雇用関係にある者（法に定める経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者を除く。）を主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。
 - ⑦ 役員等（個人である場合のその者、法人である場合の法第5条第3号に規定する役員等、及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (3) 共同企業体の代表者となる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- ① 令和6・7年度岩手町町営建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）において建築一式工事A級として登載されている者又は入札参加資格者名簿において建築一式工事に登載されている者で、岩手県が公表している令和7・8年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「県名簿」という。）において建築一式工事A級として登載されている者。
 - ② 本件入札公告日時点において最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建築一式に係る総合評定値が1,100点以上であること。
 - ③ 平成27年度以降に、国、地方公共団体又は学校法人が発注した、延床面積3,000㎡以上の新築、改築、増築（増築部分の面積）工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。
- (4) 共同企業体の代表者以外の構成員となる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- ① 入札参加資格者名簿において建築一式工事A級として登載されている者又は入札参加資格者名簿において建築一式工事に登載されている者で、県名簿において建築一式工事A級として登載されている者。
 - ② 平成27年度以降に、国、地方公共団体又は学校法人が発注した、新築、改築、増築、改修工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。
 - ③ 本件入札公告日時点で盛岡広域圏（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町）に主たる営業所又は契約締結権限を委任する営業所等を有すること。
- (5) 各構成員は、同時に本工事に係る他の共同企業体の構成員になることはできない。
- (6) 各構成員の出資比率は、それぞれ100分の30以上であること。また、共同企業体の代表者は、構成員の中で工事施工能力が最も大きい者とし、出資比率が構成員の中で最大の者であること。

3 不正又は不誠実な行為がある場合等の取扱い

上記の入札参加資格要件を全て満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、参加資格を認めないことがある。

- (1) 不正又は不誠実な行為があること。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められること。
- (3) 町営建設工事について施工成績が著しく不良であること。
- (4) 安全管理の状況が受注者として不適當であると認められること。

- (5) 労働福祉の状況が受注者として不相当であると認められること。
- (6) その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、受注者として不相当であると認められること。

4 設計図書等の閲覧

(1) 閲覧申請

設計図書等の閲覧を希望する者は、設計図書等閲覧申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、令和8年2月17日（火）までに、総務課財政係に電子メールにて申請すること。なお、電子メールの件名にあっては「設計図書等閲覧申請（岩手町立沼宮内中学校校舎及び屋内運動場改築並びに岩手町立学校給食センター改築工事（建築主体））」とすること。

(2) 閲覧パスワード通知

申請書記載のメールアドレス宛に、総務課財政係より、設計図書閲覧用ページのURL及び閲覧パスワードを通知する。

※ 閲覧申請より2日経過してもパスワード通知がない場合は、総務課財政係に電話にて状況を確認すること。

※ 閲覧用ページURL及び閲覧用パスワードは申請者限りとし、関係者以外に交付し、又は閲覧に供してはならない。

(3) 設計図書等の受け取り

設計図書閲覧用ページを開き、総務課財政係から送信されたパスワードを用い、設計図書等をダウンロードすること。

(4) 書面での閲覧

設計図書等の書面での閲覧を希望する場合は、設計図書閲覧場所（岩手町役場総務課（庁舎2階②窓口））にて、業者名を名乗り、(2)により通知されたパスワード通知のメール画面（書面又は電子媒体）を提示することで設計図書等を書面で閲覧することができる。なお、貸出しは行わないため、設計図書閲覧場所にて閲覧を行うこと。

(5) 閲覧・ダウンロード期間

公告日から令和8年3月13日（金）までとする。

(6) その他

閲覧に係る費用の一切は、閲覧者の負担とする。

5 入札参加手続等

本入札の参加希望者は、2に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、(1)に定める書類を提出し、町長から入札参加資格の有無について確認を受けるものとする。なお、期限までに書類を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できないものとする。

(1) 提出書類

- ① 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）
- ② 施工実績調書（様式第3号）
- ③ 建設業許可通知書の写し
- ④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ⑤ 配置予定の技術者等の資格を証明する資料

⑥ 配置予定の技術者が正社員として雇用関係にあることがわかる健康保険証等の写し

⑦ 特定共同企業体協定書の写し

※ ②～⑥は共同企業体の構成員それぞれが作成するものとし、代表者が取りまとめて提出すること。

※ ①、②については、設計図書閲覧用ページに掲載されている様式を使用すること。

※ ⑦については、設計図書閲覧用ページに掲載されている協定書により共同企業体を結成し、その写しを提出すること。

(2) 提出期間

公告日から令和8年2月17日（火）まで

※ 受付時間は午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

(3) 提出場所

岩手町役場総務課財政係（庁舎2階②番窓口）

(4) 提出方法

直接持参によるものとし、その他の方法によるものは受け付けない。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果については、令和8年3月3日（火）までに、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第4号）により、共同企業体の代表者に電子メールにて通知する。

(6) その他

① 申請書提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出期限以降は、申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、町長に対してその理由について、次のとおり書面（任意様式）により説明を求めることができる。

(1) 提出期限

令和8年3月6日（金）まで

※ 受付時間は午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

(2) 提出場所

岩手町役場総務課財政係（庁舎2階②番窓口）

(3) 提出方法

直接持参又は電子メールにて提出すること。

(4) 理由の回答

町長は、説明の求めがあった場合には、令和8年3月10日（火）までに、当該説明を求めた者に対し、電子メールにより回答するものとする。

7 設計図書等に対する質問

(1) 質問方法

本工事に関する質問は、質問書（様式第5号）により、総務課財政係に電子メールにて行うこと。

(2) 質問書提出期限

令和8年3月6日（金）まで

(3) 質問に対する回答

質問書への回答は、随時、設計図書閲覧用ページに掲載するものとする。

※ 質問者に対する個別の回答は行わないものとする。

※ 質問書提出より5日経過しても回答が掲載されない場合は、総務課財政係に電話にて状況を確認すること。

8 入札実施に関する事項

(1) 入札日時

令和8年3月17日（火） 午前10時00分

(2) 入札場所

岩手町役場 3階 第3会議室

(3) 提出書類

① 入札書（様式第6-1号又は様式第6-2号）

② 工事費内訳書（様式第7号）

③ 委任状（様式第8号）

※ ①は本人が入札する場合は様式第6-1号を、代理人をして入札させる場合は様式第6-2号を使用すること。

※ ①と②の金額は一致させること。

※ ③は代理人をして入札させる場合に提出すること。

(4) 入札方法

条件付一般競争入札心得書による。

9 支払条件

(1) 受注者は保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を町長に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を町長に請求することができる。

(2) 受注者は、(1)の規定により前払金の支払を受けた後、(3)の規定による部分払を請求する以前において、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を町長に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を町長に請求することができる。ただし、本項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、(3)の規定による部分払を請求することはできない。なお、町長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(3) 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、部分払を請求することができる。

(4) 各会計年度における支払限度額は、おおむね次のとおりとし、受注者は支払限度額の範囲内で(1)、(2)又は(3)の請求をすることができる。なお、実際の支払限度額は落札後に決定するものとする。

- ・ 令和8年度 請負代金額の4割

- ・ 令和9年度 請負代金額の6割

- (5) 町長は、(1)、(2)又は(3)の請求を受け、当該請求が支払に必要な条件を満たしていると認めるときは、請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。但し、本工事は国庫負担金事業であるため、国庫負担金の事業認定（令和8年6月末頃を予定）を受けた後に支払時期が到来するものとする。
- (6) その他諸条件については、契約書別記において定めるものとする。

10 地域貢献について

- (1) 受注者は、地域経済の活性化及び地元業者の育成・支援を目的として、本工事の施工に際しては、積極的に町内業者を活用するよう努めなければならない。
- (2) 町内業者の活用にあたっては、適正な価格で発注し、適正な期間内に支払うなど、関連法令を遵守すること。
- (3) 受注者は、請負契約締結後、町内業者への発注目標を定め、町長に報告するものとする。
- (4) 受注者は、町長の求めに応じて、随時、町内業者への発注状況を報告するものとする。

11 その他

- (1) 本工事は、財源として国庫支出金の活用を予定しており、事業の実施にあたっては、当該交付金の内定を前提としているため、国庫支出金の内定結果によっては、本入札の実施を延期又は中止する場合があること。
- (2) 不正な行為があると認めるとき、その他入札が執行できない事由が生じたときは、本入札の実施を延期又は中止する場合があること。
- (3) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本工事の入札が中止又は延期された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- (4) 入札参加者は、この公告及び入札参加心得書を遵守しなければならない。
- (5) 本工事は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岩手町条例第9号）第2条の規定により議決を要する契約となることから、落札者と仮契約を締結し、議決後に本契約となるものである。

12 この公告に関する担当課

岩手町総務課財政係（庁舎2階②番窓口）

電話番号 0195-62-2111（内線206、207）

メールアドレス soumu-2@town.iwate.iwate.jp